

三重とこわか国体亀山市輸送・交通基本計画

1 目的

三重とこわか国体に参加する選手、監督、大会役員、視察員、報道関係者、その他関係者（以下「大会関係者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、交通状況等に十分配慮し、安全かつ効率的な輸送を行うものとする。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

大会関係者及び一般観覧者の輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金については、自己負担とする。

イ 計画輸送

競技の特殊性及び競技会場、練習会場又は宿泊施設間の輸送については、公共交通機関の状況等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

ウ 競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議の上、定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会関係者車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議の上、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会関係者車両及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

競技会場、練習会場及びその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要な駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会関係者車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、駐車場への誘導を円滑に行うため、事前に許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。

また、一般観覧者については、自家用車での来場の自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

(4) 交通環境への配慮

交通混雑の緩和と環境への負荷軽減のため、大会関係者及び一般観覧者に対し、公共交通機関の利用及び自家用車での来場の自粛を呼び掛けるとともに、市民に対しても渋滞の原因となる違法駐車防止、自家用車利用の自粛協力等交通環境整備のための啓発に努める。